

○石川工業高等専門学校専攻科授業科目履修規程

平成 12 年 4 月 1 日 規則第 394 号  
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 1 月 12 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、石川工業高等専門学校学則第 53 条第 2 項及び第 56 条の規定に基づき、石川工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し、必要事項を定めるものとする。

(授業)

第 2 条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行う。

(単位の計算方法)

第 3 条 1 単位当りの履修時間は、教室内及び教室外を合わせて 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、教室内の授業は、次の各号の基準によるものとする。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習は、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修手続)

第 4 条 学生は、授業科目の履修に際し、各学期始めに所定の履修願を学生課に提出しなければならない。

(指導教員)

第 5 条 学生の教育及び特別研究の指導を行うため、指導教員を置く。

(試験)

第 6 条 試験の種類は、定期試験及びその他の試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施し、時間割は試験日の 1 週間前に通知する。

3 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

4 病気その他やむを得ないと認められる理由によって、定期試験を受験できなかった学生については、追試験を行うことができる。

(学業成績の評価)

第 7 条 学業成績の評価は、予め明示された評価方法に基づき 100 点法により行うものとする。

第 8 条 学業成績の評価は、次の算式による欠課時数が授業時数の 4 分の 1 を超えていない科目についてのみ行う。

$$\text{欠課時数} = A \times 3 / 4 + B$$

A：病気事故による長期欠席（通院を含めて 3 週間以上の療養を要する診断書が提出された者）、その他やむを得ない事由によると認められた欠課時数

B：A の場合以外の欠課時数

(学業成績の評語)

第 9 条 学業成績の評語は、S、A、B、C 及び不可とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格又は認定の評語とすることがある。その区分は、次表のとおりとする。

評 語	評価区分
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
不可	60 点未満
合格 認定	60 点以上

2 前項により 60 点以上の科目について単位を認定する。

(成績の通知)

第 10 条 成績の評価は、各学期末に通知するものとする。成績評価に係る疑義申立てについては別に定める。

(再履修)

第 11 条 不合格となった授業科目は、次年度に再履修することができる。

2 第 4 条及び第 6 条の規定は、再履修に準用する。

(大学等における授業科目の履修)

第 12 条 他の大学及び高等専門学校の専攻科等で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ校長の許可を得たうえで、履修願を学生課に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 12 日から実施する。